平成２１年（フ）第７５９号
大分市大字森町64番地の18
債務者　有限会社フクデン
代表者取締役　福田三千代
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午前11時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１号
茨城県笠間市金井63番地の１
債務者　株式会社キハラ企画
代表者代表取締役　鈴木　寅哲
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　政治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０号
大阪市住吉区長居２丁目13番13号
債務者　株式会社吉野屋
代表者代表取締役　小西　晃嗣
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉越　久義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０９０号
大阪府吹田市千里山西４丁目39　千里山ロイヤルＥ棟304号岩﨑泰枝方、住民票上の住所大阪市西区新町３丁目５番21―601号
債務者　岩﨑　快裕
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　泰久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第５８４号
愛知県岩倉市大山寺町吸田５番地、住民票上の住所愛知県北名古屋市九之坪下葭田97番地
債務者　橡木　道春
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧　　康暢
4　破産債権の届出期間　平成22年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３４９号
三重県鈴鹿市東旭が丘４丁目９番33号、前住所三重県鈴鹿市白子駅前５番25号
債務者　向川由紀子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　明子
4　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６２号
富山県魚津市上口２丁目16番27号
債務者　中田醤油店こと　中田　高雄
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小路　泰彦
4　破産債権の届出期間　平成22年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第４０３４号
札幌市東区北25条東12丁目１番20号　ノース25―401号
債務者　成田　真弓
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　智美
4　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６１２号
名古屋市中川区中郷１丁目218番地　グレイス高畑Ⅱ502号室
債務者　木下　直子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　曜爾
4　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午前11時35分
6　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５４１号
愛知県一宮市木曽川町内割田字三反田39番地
債務者　山口　忠行
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２３１９号
京都府長岡京市長岡１丁目22番10号
債務者　花木商店こと　花木　信夫
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５８５号
愛知県岩倉市大山寺町吸田５番地
債務者　橡木　敏江
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧　　康暢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０８８号
堺市北区金岡町1277番地１　グローリアス金岡Ａ305号
債務者　松島真須美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋原　誠逸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９２３号
堺市東区高松227番地２　シティパーク北野田416号
債務者　髙島設計事務所こと　髙島　正視
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋原　誠逸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２８９号
大分市敷戸西町１番12―208号
債務者　江口　雅也
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮　妙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３９６１号
札幌市豊平区平岸３条12丁目５番７―306号
債務者　佐藤　康弘
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上木　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部